

令和5年第2回 議会運営委員会

1. 日 時 令和5年1月25日（水）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) オンライン会議にかかる条例及び規則の改正について
(2) その他
4. 出席委員 伊藤 仁 委員長・斉藤 智子 副委員長
柴田 圭子 委員・影山 廣輔 委員
秋谷 公臣 委員・平田 新子 委員
和田 健一郎 委員・徳本 光香 委員
岡田 繁 委員
岩田 典之 議長
血脇 敏行 副議長
5. 欠席委員 なし
6. 会議の経過 別紙のとおり
7. 議会事務局 議会事務局長 永井 康弘
係 長 今井 好美
主 事 小原 陽子

会議の経過

開会 午前10時00分

○永井議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

まず会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆様、おはようございます。本日は議題が一つということで、オンライン会議に関わる関係について協議をしたいと思います。

ですが、午後が議長、副議長、局長も正副議長会があるということで、午前中の時間、目標としましては、11時30分を目途に議会運営委員会を行いたいと思います。本日は時間に限りがございますが、その中でできる範囲の協議を進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で終わります。

○永井議会事務局長 ありがとうございました。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては伊藤委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は9名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより令和5年第2回議会運営委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題の1、オンライン会議にかかる条例及び規則の改正についてを議題とします。

初めに、資料を提出いただきました委員より、簡単に出された資料と、それを出された思い等を説明を願いたいと思います。

それではまず、平田委員からよろしくお願ひします。

平田委員。

○平田委員 おはようございます。資料いっぱい出したのですがけれども、要点だけ言います。

まず、私の資料のページを開いていただいて、1番目、これは全国市議会議長会で作された1ページ目、目次を見ていただくと、途中でオンライン委員会の運営に関する主な留意事項というものがあります。こういうところを気を付けてやらなければいけないという、その部分が一番大事だし、条例を決めていくにも、こういうところは外せないということでこれは出しています。内容の深いところは、また読んでいただければと思います。

それから二つ目です。これは6ページ以降、パターンA、パターンB、パターンCというのが出てくるのです。これはパターンごとに決め事が変わってくるということで、全員がオンラインでやる場合、議長、副議長だけが現実において、ほかの人はZoomで参加するとか、一部が参加するとか、そういうパターンによって、決め方とかいろいろ

違ってくるところがありますよという三つのパターンを紹介しているということで出しました。

それから、その後いろいろな自治体の条例の例を出したのですけれども、これはいろいろ比較になるかなということで出しています。

一番大事なのが、芽室町の議会提要という緑の枠が書いてある資料の、ずっと先で申し訳ないのですけれども67ページを開いてください。この辺りからが、いろいろオンラインのことが書いてあるページなのですから、そこの75ページをまた開いてください。これが実際にオンラインで参加したいというときの出席申請書というもののたたき台になるかと思って出しています。

その後76ページ、オンライン出席申請書というの。それぞれにこういう申請書を作って申請させているという例になるかなと思って出しました。

大まかに言うと以上です。

それで、この取手市議会と芽室町議会に関しては、岩崎次長と、常通（じょうつう）副議長と言うんですかね、常に通ると書いて。に御了解いただいて、はい、使ってくださいと言っていただいて足しています。

ついでにというのはあれなのですから、これだけばらばらのところもありますし、白井市議会として、全協で申し上げました岩崎次長に来ていただくということを考えていますということで、日程が決まったら知らせてくださいと議長にも言っていただいたのですけれども。これを決めてしまう前よりも、決める前に、これは分かっていなきゃいけないとか、ここはちゃんとこういう根拠だということで来ていただきたいと思うのですけれども。会派の勉強会としてではなく、議運として今これに取り組んでいるということで、議運として呼び出すという形にさせていただけるのが一番ありがたいなと思います。

以上です。

○伊藤委員長 今、平田委員に資料の説明等を受けたのですが、3人いらっしやいますので、全員終わった後に補足説明があるかどうか確認したと思います。

続きまして、柴田委員よろしく願いいたします。

○柴田委員 私のファイルを開いていただきまして、この間の宿題が何が問題になるだろうかというのを抽出して、それにそれぞれ調べられるのだったら調べるし、問題点書くだけでもいいというような終わり方だったと思うので。まず、一番最後のオンライン会議に関する疑問等と対策ということについて、最初に調べました。

それを開いていただきましてでしょうか。ここに、御覧になっていただければ分かる通り、参加の仕方はどうするのだろうかとか、採決の仕方はどうするのだろうか、本人の意思かどうかどうやって確認するんだ、欠席の場合、Zoom申込みの受付の期限はいつまでにしているのだろうか、子育てとか介護で休まざるを得ないようなときはどうして

いるのだろう。それから映し方です。この議場に全員をZ o o m参加するのか、会場は、この間見たみたいに会場を1台にして、欠席者を出して映すのかとか、その映し方をどうするのかとか。

それから傍聴をオーケーにしているわけなので、インターネットで傍聴者にちゃんと声が届くのだろうかとか。それからオンライン参加の場合、自宅以外でもオーケーなのか。移動中の車の中とか、出先とか、そういうのはどうなのだろう。それからネットが途中で環境が悪くなってブチッと切れてしまったりした場合、どういう扱いにするのだろうか。そこら辺が疑問だったので、取手市議会、それこそ岩崎さんとか、あと芽室町には一応確認をしました。

登別も行ったので、どうしようかなと思ったのですが、条例とか委員会会議規則とかを比べてみると、大分オリジナリティがあふれていて、私たちとはかなり中身が違っていたので、ほとんど内容が似て、条文構成とかが同じだった取手市と芽室町のほうに確認をして、解決として、それぞれに回答をもらっています。

そして、平田委員もおっしゃったように、取組の姿勢がかなり違うのです。取手は、出産とか介護などまで全部入れて、どうぞ、どうぞ、移動中でもどこでもオーケーですよ。採決もちゃんとしますよということなのですからけれども、芽室町というのは、災害時とか病気の、今コロナみたいに、そういうような状況で集まれないということに限定しているのです、採決もしないのです。

だから、かなり自治体、議会によって取組、何を参加オーケーとするかというようなことについては、大分違うのだなということを実感した次第で。そこについて、白井市議会はどうするのか、そこはまずスタンスとして決めなければいけないと思います。

2枚目です。市の備わっている機材として赤字になっているところ。議場で開催した場合、映し方どうするのだろうか。あと、委員会で開催した場合の映し方はどうするのかというのが、機材を確認した上で検討したほうが良いなど。それこそ取手市議会の岩崎事務局次長に聞いても良いのかなと思います。

それから、白井の中でW i - F i にトラブルが起きた場合、復旧時まで委員会を中断するのかどうか、そこら辺についても確認をしたほうが良いと思います。

それから、説明しませんが、委員会条例と会議規則は全部取手と比べて、どこがどう違うかというのを調べました。それはフォルダの最初と2番目に載っています。議会事務局がとてもいい資料を作ってくださっているので、そちらが参考になると思います。絶対に変えなくてはならないポイントというのは、それぞれ3点、5点、それから会議規則だったら10個ぐらいあるのかな。そのぐらいのところは検討したほうが良いなということです。

それと、それぞれ芽室も取手もこれを運営するために会議規則のほかに、申し合せなり要綱なりを作って、さらに運営をしやすく工夫をしているということが分かりまして、

それは今の開いてもらっている3ページ目の一番下に掲載しています。取手市議会のオンライン会議時の申合せと、芽室町議会のオンライン委員会開催要項、これは先ほど平田委員が紹介した芽室町の100ページぐらいあるものの中の73ページから74ページに要綱が掲載されています。そのくらいでいいでしょうか。

以上です。

○伊藤委員長 続きまして、影山委員。

○影山委員 私は、資料としては大したもの持ってはいませんでしたけれども、自分の意見を言うのか、周りから材料を持ってくるのか、どっちがよかったか分からなかったものですから。

まず、先の会議のときの感想から来た自分の意見というのを、問題点の部分で大きく三つに分かれるだろうと。本人確認、採決方法、機器・通信上のトラブルということで。

例えば採決方法というのが、ある意味確認です。議長もそうですし、ネットを見ている傍聴者も含めて、見える化という点も込みで扱っていきまして、内容をばっさり3本に絞ってみたという感じでもあります。

それはともかくとして、あともう一つ、資料のほう、160ページのところを中心に見ていただきたいと思います。こちらは、論文の中でたまたま取手市議会の事例が取り上げられていきまして。

○伊藤委員長 何ページ。

○影山委員 160と字が書いてあるのです、下に。下のほうを見てください。

○伊藤委員長 紙のページではないということね。

○影山委員 紙のページで言えば8ページです。

マーカー引いてあるのですけれども、このところに着目しまして、挙手方法とか、本人確認、あとは機材のトラブル、問題点はその三つに絞られるのかなと、そういうふうには個人的には感じたので、これを取り上げております。

私からは以上です。

○伊藤委員長 3人の委員の方から出された資料、それに伴う説明をいただきました。この3人の説明について、何か補足説明等求めたい方はいらっしゃいますか。

平田委員。

○平田委員 3人だけでなく、事務局のほうでまとめていただいたことについても、資料として説明をいただきたいなど。多分、3人が出したものとか、いろいろなものを集約した形で出ているのだと思うので、その説明をお願いできればと思います。

○伊藤委員長 この3人の内容が確認できた後に、事務局の説明を始めたいと思いますので。補足説明はよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、以上で3人の方の説明については終了させていただきます。

それでは、事務局が作成した資料もありますので、皆様もSide Booksに入っていると思いますが、その資料について事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、事務局のほうで御用意させていただきました資料について、御説明をさせていただきたいと思います。

配付した資料は3種類でございます。01となっているものが検討事項ということで、本日は、これを中心にお話をさせていただきたいと思っております。

それから、2番、3番につきましては、委員会条例、会議規則、それぞれなのですが、先進地の事例と、それから先ほど平田委員からの資料の中で議長会のほうのお話がありましたが、そこでモデル条例案というのでしょうか、そういうのがございましたので、そういうのも併せて比較できるような形で整理をさせていただいたものでございます。

それでは、01のオンライン委員会設置に係る検討事項という資料をお開きいただきたいと思います。

こちらの資料につきましては、前回3月議会でもって何とか進めていきたいというようなお話がございましたので、それに向けてどういう形ができるかということを経理のほうで一度整理をしてみました。

先ほど来、いろいろな委員のお話にもありましたように、各市で様々なやり方がございますので、そういったところも踏まえながら、早急にできる範囲はどの辺りになるのかというところの視点を中心に、状況を整理させていただいたものでございます。

まず、順を追って説明させていただきますと、1ページ「はじめに」というところでございます。こちらでは、オンライン委員会設置にあたり基本の留意事項ということで示させていただいておりますが、これは総務省が2020年4月に出した通知になります。コロナ禍の中でなかなか人を集めての会議が難しいような当時の状況の中で、何か対応できないかということがあった中で総務省の見解ということでございます。全ては、これがオンライン委員会の導入が広がるきっかけになったものとお考えいただければと思います。

読ませていただきます。これはQAのような形になっておりまして、「コロナ対策のために、委員会をオンライン会議で開催できるかと」という問いに対して、「議員が委員会に出席することは不要不急の外出に当たらないものと考えられるが、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手の状況を相互に確認しながら通話することができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないと考えられる。

その際には、現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の

公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思表示の確保等に十分留意するとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる必要がある」と見解が示されています。

この下段のほうは、内容が同じものをもう少し分かりやすく分解して、フローチャートのような形で考え方の整理をまとめてみたものになります。

やはりこの内容を検討していくに当たりまして、重要な部分と考えているのがその目的、オンライン会議を導入する目的という部分が一番大事なのだろうと事務局としては思っております。そういったところを留意しながらまとめさせていただきますと、まず、オンライン会議は何を想定して、それを実行するためには何が必要かということを整理しております。

まず、これが発動するときというのはどういうときかという、総務省の通知においては、コロナまん延防止措置の観点等から委員会室への参集が困難な場合です。その際の留意事項としては四つほどございまして、議事公開の要請への配慮、それから本人確認、自由な意思表示の確保、情報セキュリティ対策。これをやるべきこととしましては、条例や会議規則等を改正するというようなことであります。

ここで、まとめの中で総務省については、この時点ではあくまでもコロナ等の非常事態を想定した内容になっています。したがって、その後いろいろな各市のほうでこれをもう少し拡大して運用している、育児・介護等々については、この総務省の見解としては想定していないという状況でございます。

次のページに移っていただきたいと思えます。これから検討するに当たりまして、オンラインの委員会といっても、先ほど平田委員さんの説明では、都道府県議員委員会のデジタル化の部分で示されているうちに、実施方法が大きく分けると3パターンございます。まずは、大きく分けると2パターンで、全部をオンラインにする形と、一部オンラインですが、今こういう現場やっている中に一部オンラインの方を混ぜる。一部混ぜる形の中でも2パターンありまして、委員が参加する場合と、場を仕切る委員長が参加する場合と、そういう形が2パターン考えられます。それを整理したものになっています。

この先、急ぎ導入するとなると、こういったところを決めたほうがいいのかということの整理をしております。この先の整理につきましては、一部オンライン型の場を仕切る委員長さんがオンラインとなったときに、なかなかそれについては、まだまだどういう形だったらできるかというところが、今の段階では想像がつかない部分がございますので、取りあえず、これはさておいて、全員がオンラインか委員長が現場にいて、委員がオンラインで参加するというパターンであれば、やりようがあるかなという想定の中でこの先の資料はまとめてございます。

それから3ページに行ってください、これは表になっていますけれども、オンラインの委員会を開催できるようにしようとした場合に、こういった規定を設ける必要があ

るのではないかというところを整理した内容になっています。こちらについては、項目と横軸に議長会の案と、先進地の例を少しまとめています。ここでは決め事があるかないかの「○」を示しているだけで、中身については、資料の2、3のほうに詳しく書かれております。

この中で、まず条例としては、大きく分けると2条ぐらいになるのですが、オンライン委員会を開催できるという規定と、その出席に対して必要な事項というところが上から1、2、3、4行ぐらいの形になっています。こういったことは少なくとも載せておく必要があると考えています。

それから、もう少し下のほうになりますけれども、事務局案というところで今回「○」をつけさせていただいているところは、この後のところで一応参考の規定案というものを示させていただいておりますけれども、それがどの項目が載っているかということになっています。

この中で発言を許された出席委員の、こちらについては、通常リアルで出席している場合には認められる項目について、オンラインでもそれをできるように補完するもの内容になっています。それからオンラインの場合は、秘密会というのは難しいだろうということで、これは外したほうがいだろうということ載せています。その下以降の「▲」については、委員以外の出席者などについて、どう取り扱っていくかということ、議長会案の中でもそういったところも触れられているのですが、これについては、よく議論の上決めていかなければいけない部分になるのかなということ、項目としては把握はしていますけれども、取り急ぎとしては先送りといいますか、ということではいかなことでの提案になっています。

それから会議規則の部分については、条例を受けて、もう少し細かく決め事を書き込む内容ということで、このように示させていただいております。

見ていただけて分かるように、今回事務局のほうの整理としましては、まずは議長会のほうで示された案を中心に、そこで決め切れていない部分について、先進事例のほうで参考にできる部分があれば、それを少し取り入れてという形でまとめています。この辺については、後で対応に困らないように、少なくともこの辺は決めておいたほうがいかなと思う部分については、他市の参考事例があることについては、取りあえずチョイスしてみたというところでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

ここで2番として「白井市議会として改正」ということしておりますけれども、あくまでもこの資料を作るに当たって事務局として留意した点ということでございます。

まず1点目としましては、「オンライン委員会の発動は、総務省の通知についてはコロナまん延防止の観点から委員会室等への参集が困難の場合」ということでありますので、まずは、そこを基本に考えたいと思っております。

「出産・育児等の個人的事情についての発動について」は、いろいろな意見があるのかなと想像されますので、急ぎやる場合については、どうしてもこういう部分を決めていくには時間がかかっていくという想定から、一旦は取りあえず置いてということで資料のほうは整理してございます。

それから、先ほど少し申しましたけれども2点目としましては、全国市議会議長会の事例を参考に、足りない部分については先進市を参考に補足しているということ。

それから、繰り返しになりますけれども、急ぎということになりますので、やはり時間をかけて検討が必要な部分と思われる事項については、取りあえず先送りにしておりまして、この中には入れ込んでいないということも書かせていただいております。

こういった中には、委員会の出席の中での例えば公述人や参考人だとか、執行部が病気の場合どうするかという話もあるとは思いますが、そういった部分については、取りあえずさておいてという形にしております。

5ページ以降が、実際の条例案の参考例という形でございます。5ページから6ページの部分が条例改正の部分になります。まず、委員会条例の15条にオンラインによる開催ができるということを追加ということで、これを一つ追加する項目をまとめさせていただきました。

読み上げさせていただきますと、「委員会の開会方法の特例」ということでございます。「15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は、災害も含めておりますけれども、災害等の発生により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、以下オンラインで委員会を開くことができる。ただし秘密会はこの限りでない」ということしております。こちらについては、繰り返しになりますけれども、総務省の通知を取りあえずベースに緊急事態に対処するための内容ということしております。プラス大規模災害といった際も、こういったことを発動することが各市で見られておりますので、この辺は一応カバーしておいたほうがよいのかなということしております。

2項は「オンライン会議に出席する希望がある場合は、あらかじめ委員長に届け出なければならない」としてしております。こちらにつきましては、下のほうに少し補足を入れておりますけれども、届け出という形に提案させていただいたのは、許可制の場合、許可に対しての委員長の判断が許可となりますけれども、判断が入る形になりますので、その是非等々の問題が発生する可能性もあるので、あくまでも届け出という形でどうかという形でのまとめになっております。

それから3項ですけれども、こちらについては「届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する」ということで、これはオンラインで出席した委員は、現場に来ている委員と同じという取扱いでやりますということで、これは包括的にこういう形で見ますと、2項、出席とかいろいろ関連す

る情報が出てくるのですが、ここで出席委員として扱うということで包括的に規定すれば、以降のところは特にいじらずに対応ができるということで、こういう規定の仕方を提案させていただいております。

それから、「オンラインによる方法での開会方法等必要な事項は、議長が別に定める」ということをごさいますして、これは、この後説明させていただきますけれども、会議規則のほうで、条例はある程度まるっとした部分になりますので、それをもう少し補完する部分については、規則に定めるという形でそれを委任する内容になっています。

それから6ページをお開きいただきたいと思います。

条例をいじる部分としましては、細かい部分にはなってしまいますけれども、18条のところ「一身上に関する事件について」、その事案について除斥という規定がございます。ただ、その場合、委員会の合意があったときには発言することができることと保証されておりますので、これをオンラインの場合にも生かすということで整理をさせていただいたものになります。

条例のほうは、大きく分けてこの二つを付け加える形で、最低限対応できるかなという整理の仕方になっています。

7ページ以降は、規則の部分はどう直すかというところの整理でございます。7ページの4が「会議規則改正案」ということですが、こちらについては、まず94条の2ということで加えさせていただきまして、出席委員はオンラインで参加したものに含むということで、オンラインで出席した方も、現場にいる方と同じように取り扱うという内容になっています。

それから2項については、これは先進地を参考に付け加えさせていただいたのですが、会議規則も条例よりは細かいのですが、これもある程度ざっくりした部分になりますので、必要な部分は要綱なりで補完が必要ということで、議員規定をふまえたものでございます。

8ページをお願いします。

こちらは行動規定といいますか、委員会の中での「委員外の発言」が認められております。こういった部分もオンラインによる委員会が生じたときには保証するといったところの内容を、ここに記載させていただいております。

9ページ、118条につきましても、こちらは「委員長の発言」ということで、2項として1項加えさせていただいております。こちらは委員長が委員会のときに発言した場合のこの取り決めになっていまして、例えば討論したときは戻れないとか、そういうことを書いているのですが、オンラインの会議の場合でも、そういったことができるように追記をしているものでございます。

10ページ、こちらについては、一応今回オンラインによる会議については、先ほどの出席した委員と同じ取扱いと申しましたけれども、基本は採決までできる想定をした内

容に一応整理はしてございます。

その中で、意思表示をする際にいろいろな選び方がありまして、その中で互選の場合については、通常互選の場合は単記無記名投票か指名推選という形で行っているのですが、オンラインの場合については、今そういった電子投票システムというのでしょうか、そういった設えではございませんので、この場合については、単記無記名投票というのは難しいということから、この場合については、指名推選になってしまうのかなということで一応整理はさせていただきました。これは多分いろいろな御意見があろうと思います。

11ページにつきましても、フォロー規定になります。出席委員と同じ扱いをするということではあるのですが、会議室にいない委員は表決に加わることができないという規定がございますので、これに当たってしまう可能性が多くはないということで、オンラインで出席している議員はこの限りではないということで、これをフォローするような文言を加えさせていただいております。

12ページにつきましては、今度は採決のときの内容になります。通常は起立もしくは挙手というところになるのですが、オンラインの場合ですとなかなか決められた画角の中での意思表示ということになりますので、起立というのはなかなか現実的ではないというところがございますので、こちらについては、いろいろなやり方があるとは思いますが、提案としては挙手という形でまとめさせていただきました。オンラインの場合には、あくまでも挙手で意思表示はさせていただきます。

3項としましては、委員長のほうが賛成者の数を数えるときに、混乱しないようにゆっくり落ち着いてできるための内容を記載してございます。

132条については、投票のシステムが現状ないので、オンラインによる方法で開かれている場合は、投票で表決をとることができないということをフォローさせていただいた内容になっています。

「簡易表決」についても同様でございます。

あと、資料の訂正が、後ほどきちんと訂正したものを差し替えたいと思うのですが、この欄外に書いてあります125条とかというのは、ここは条項間違いでございましたので、また改めてこれを直したものを後ほど差し替えさせていただきます。

ちなみに125となるのが131、131については137。次の段に行きまして、126となっているのが132の誤りでございましたので御報告させていただきます。

13ページにつきましては、「紹介議員の出席」ということでございますので、こちらについては、紹介議員についても、オンラインによる方法で開かれているときには、オンラインでの出席が可能となるような内容にしてございます。

14ページが「携帯品」ということでありまして、こちらについては、出席議員と同様に、仮に自宅からの出席ということであっても、こういったことに留意して対応してい

ただきたいということでの内容を入れさせていただきました。

15ページ以降が、規則だけでは運営しきれないというところで、要綱を整理してみました。こちらの中については、やはり委員会を開催するときにあらかじめルールを決めておくことが必要であるということで、要綱案とさせていただいております。こちらは基本的な考え方としましては、今回オンラインの委員会を想定した議論をさせていただいておりますけれども、全体的に網羅できればと考えております。その中で、総務省の通知については留意しながら、それから委員会条例や会議規則で定めのない部分について細則を定めるということでございます。

15ページの下段のほうに、参考にした文献について示させていただいております。

説明したほうがよろしいですか。

○伊藤委員長 簡単に。

○永井議会事務局長 分かりました。簡単にさせていただきますと、1条は趣旨、2条はオンライン委員の責務ということで記載しております。補則としては2条の2項で、会議開会の15分前までには通信環境が良好に保たれていることをきちんと整えて、それから本番に臨むことが必要ということでさせていただいております。

3条は会議の長ということで、委員長を想定しておりますけれども、開会の決定については2通りで、委員会において15条の2ですから、感染症だったりとか、災害だったりとか、そういった緊急的な事案に該当するかといったところの判断です。協議等の場、協議というと全協ですとか、また、ほかの委員会以外の会議になりますけれども、議長が必要と認めるということでしております。その開催を決定したときには、2項として通知しなければならない。

4条については、オンラインによる出席の申請ということでございます。オンラインによる出席を希望する方については、準備等々の都合も考えまして、希望する日の2日前の正午までに申し入れていただけたらということで整理はさせていただきました。これは前日とかで運用しているところもございますので、いろいろと考え方はあるかと思えます。

5条については、委員長については、当面オンラインでは出席できませんということにしております。混在する場合に、進行が恐らく、今環境をきちんと整えるための整備が必要になってきますので、今ではできない内容になっています。

7条としては表決の方法ということで、一応挙手としておりますけれども間違いがないかどうか、一人ずつ確認して先に進めていくということを書かせていただいております。

8条のところでは、秩序を乱すような行動があった場合には、回線を遮断する場合がありますということをしております。それこそ退席を求めたり、注意で促したりとありますけれども、そういうことをオンラインに関しても適用されるということをもとめていま

す。

9条、離席ですけれども、離席される場合については、座長のほうに、委員長のほうに申し出ていただくということです。あと水分補給についても、自宅にいるからといって、委員会室と同様の対応ということでお願いしたいということです。

それから、通信障害の対応ということが11条になっています。2項のところになりまけれども、通信環境の不具合で出席が確認できない場合は、基本的には復旧するまで、開会する前でしたら開会宣言をしない、もしくは、した後でしたら休憩という形でオンライン環境が速やかに復旧できるように努力をします。それでも復旧できないときは、申し訳ないのですけれども、可能な範囲で進めていくということにしております。

議会事務局のほうでの通信環境の不具合があってできない場合については、開会前でしたら、開会宣言をしないか、始まった後でしたら、休憩という形で一旦止める、復旧できるまで待つということなのですが。どうしても復旧がままならない場合については、そのまま流してしまう部分というようなことを申合せ事項として書かせていただいたものになります。

以上、事務局のほうで、総務省の通知や、先進地や議長会の案などを確認しながら、急ぎまとめるのであれば、このぐらいの項目をこういう形で整理することが必要かということ整理した内容になります。ただ、これは、このままこれがいいという形ではなく、こういう整理をしてみたということです。

あと1点、この資料をまとめていた後に、状況が変わった部分がございます。変わってといいますのは、先般、岸田総理からコロナを2類から5類に下げていくという指示をしたという話がございます。そうしたときに、これまでは感染症をコロナということでイメージがついたのですが、それが違う形になったときに、重大な感染症というものをどう捉えていくかということが、一考が必要になってきてしまったというところがございます。一応こちらの資料は、コロナ想定でまとめさせていただきましたけれども、その辺りをどう考えていくかということも、併せて議論が必要になると考えたところでございます。

以上になります。

○伊藤委員長 ありがとうございます。非常に膨大なこれだけの資料を、忙しいこの時間のない中で作っていただきまして、ありがとうございます。

今、説明がありましたが、補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。

徳本委員。

○徳本委員 本当に大変な作業をありがとうございました。すごく考えていただいて、いろいろ納得しているところです。総務省の考えに従って、出産・育児とかに関しては規定しないというのは、今後話し合ってから入れるというような感じで、よいとも駄目とも言わないというような態度なのではないでしょうか。それとも、認めないという意味で規定

しないということなののでしょうか。

○伊藤委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 今回資料を出させていただきましたのは、あくまでも3月中にどうかということ想定したときに、まず基本の部分で進めさせていただくのがよろしいかなという判断で。例えば介護だとか育児だとかということについては、当然やっている自治体もございますので、それができないという話ではないですけれども。

ただ、そこはいろいろな意見があると思いましたので、議論に時間がかかるので、3月は到底間に合わなくなるだろうという想定の中で、これはまた時間をかけて後ほど決めていただければという考えでございます。徳本議員さんがおっしゃるように、よいとも悪いともということ、特に評価はしてございません。

以上です。

○伊藤委員長 よろしいですか。

○徳本委員 はい。

○伊藤委員長 ほかにございますか。

それでは、事務局の説明についてはこれで終了させていただいて、またいろいろ進めていく上において、事務局の資料について、これはどうなんだというところは、またそのところで質疑をしていただければいいと思います。

50分たちましたので、時間がないので5分だけ休憩させていただきます。55分再開でお願いいたします。

[休憩 10時50分 再開 10時55分]

○伊藤委員長 それでは、委員会を再開させていただきます。

それでは、オンライン会議に関わる条例及び規則の改正についての目的。そもそも論の目的。どういう状況のときにオンライン会議をやっていくかという部分について、皆さん委員のお考えをお伺いしたいのですが。御意見をお願いいたします。

平田委員。

○平田委員 以前は、白井市議会の議員がコロナに感染するのは、ないなみたいな時期もありましたけれども、実際は昨年、何人か感染されて、それは、その人その人が気をつけていても感染するわけですね。誰からうつったかも今は根拠も分からないし、そういう状態で、過半数を超えない場合だって想定できなくはないですね。一緒に行動していて、6人の委員会のうちの3人以上が感染するということだって全くないわけではないので。そういうことで、やはり議会の業務を遂行していくための構えとして、これが必要だという、それが目的だと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

影山委員。

○影山委員 さきの北海道での視察を見たときに感じたのは、個々の議員でも、一人でも欠けないように、なるべくするということが中心だったと思います。すなわち、議論の多様性の担保と、それをより効率的に行うということが根底にあるわけでした。ですから、全員がここに集まれなかったらとか、そういう大きなことばかりではなくて、1人でも困難があった場合でも認めるぐらいのレベルだと私は感じています。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

徳本委員。

○徳本委員 今、休憩の間にも、これはすぐは決められないねとか、先ほど質問した出産・育児などの点というのは、今後話合いが必要だと思うのですけれども。

私は基本的には、報酬を上げる話と同じような、議運の視察で行ったときに思ったことでいうと、出産していても、赤ちゃんが泣くかもしれないけれども、それでも私も考慮してもらえて会議に出られるということで、そういう人たちも議員になって尊重されるというシステムにしたいと思っているので。私としては、コロナとか感染症だけではなくて、もっと広い人が、いろいろ事情を抱えていても参加できることを目的にしたいと思っています。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

皆さんから聞くような形で。

和田委員。

○和田委員 まず、3月の議会で可決するかという話を念頭に申しますと、様々な、大きなコロナというのが4月1日以降に、2類から5類に変わるということであれば、早急に決めなければといったところは大きく揺らいだかなと、前提が崩れたかなと思います。

ただ、私としては、この議論は無駄ではなかったと思いますし、その中で何かの形で出席できなかったという例外の担保という形で決めて、それからまた順序、今後の次の改選以降の方には、さらにそれで、あれもあるんじゃないか、これもあるんじゃないかという議論で徐々に拡大していくという方向で、今回の議論ということで絞っていただければ、例外として認めて、その例外をどこまで今回をやるかということに限定した議論で、限られた時間だと思いますが、進めていければいいのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 今、和田委員が言ったとおりなのですけれども。私自身は、この趣旨には

もちろん賛成ですけれども、できれば、ここで急に決めるのではなくて、新しい議員構成がどうなるか分からないけれども、数か月後に決まっているので、できれば新しい構成メンバーの方に参加してもらって、その人の意見も聞きながら、この3月議会というところではなくて、先ほど言ったように4月から総理が言ったようになるのだったら、また考え方が変わってくるので。

ただ、災害とか何か大きなものがいつ来るか分からないので、早く決めなければいけないのは分かるのだけれども、できればこういう委員会で話すことは、今も20ページ近くの事務局からのを聞いていたら、これは1個ずつやっていったら大変なことになるなという頭で。そうすると、私たちの任期なんてもう数か月しかないので、早急に私たちが。こういう勉強をしておくことはいいのだけれども、決めることについては、新しいメンバー構成の方にも入ってもらおうとか、その方たちがやるのがベストかなと。

今、事務局から聞いただけでも、これを1個ずつやっていったらどうなるのだろうとっていて、私はそのことが頭の中に今日よぎったので、それだけです。

○伊藤委員長 岡田委員。

○岡田委員 災害に関してです。これは本当に明日、あさって、1週間後、大きなものが来るかもしれないので、全体的な参加型のものは、早急に決めたほうがいいと思います。先ほど徳本さんがおっしゃった出産とか介護とかそういうものに関しては、現状ですぐ発生するものではないので、それに関しては、徐々に決めていったらいいのではないかと気がします。

以上です。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 災害に対して、あるいはコロナだって、必ず5類になるかどうかまだ分からない状況下では、そういう緊急の場合が想定される状況において決められることはここまで整っているので、決めていいと思います。

出産とか介護というのは欠席事由に入っているのですよね。取手も欠席事由に入っている。芽室なんかは欠席事由に入っていないので、逆にこれは災害に限定にしているのかなとったりしました。

取手のように、出産とか介護とかも欠席事由に入っていて、それでも参加できるんだ私はという人については、委員会に出席する権利、発言する権利というのはできるだけ担保してあげるようにしたほうがいいと思うので、取りあえず事務局が提案したように、大災害とかコロナとかの病気のまん延のときのことは決めておいて、出産とかのは、また必ず引き継ぎとして送っておくという形に取れないかなと思っています。

○伊藤委員長 よろしいですか。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 今回、事務局をはじめ皆さん方からの本当に素晴らしい資料を提供してい

ただいて、本当に感謝しております。

今、事務局の説明を聞いている中で、いろいろありますけれども特に一番気になったのが、委員長が何か事故があったときに、委員長がオンラインで参加できないという想定のお話だったのですけれども。それであつたら意味ないということでもないですけれども、それも含めて、オンラインの何かができるような体制になれるといいのだろうなと。結局、委員長がもしコロナに感染したり何かしたときには、今までと同様に副委員長が委員長の席で、委員長はオンラインでも参加できないということでしたか。その辺は。

○伊藤委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 委員長のオンラインの参加につきましては、オンラインの開催の仕方は3パターンありまして、完全オンライン、これは当然、委員長も参加できる形になっています。一部オンライン、こういった現場をやりながらオンラインの参加です。この場合については、委員は何らかの形でできるとは思うのですけれども、委員長はこの場にいらない中で会議を仕切らなければいけないということなので、それは今の段階ですぐ環境が整うかというところが疑問なので、取りあえず、それは今回は見合わせましょうという提案になっているのですけれども。ですので、委員長が参加できないというのは、混在型というのでしょうか。現場でやりながらオンラインを認めるパターン有的时候には、今はまだ環境が難しいということでございます。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 分かりました。3月議会に間に合うように条例を改正したり、整えることを考えると、例えばパターンが何個かあって、例えば委員長が何かの事故で参加できないときに、みんなオンラインになるのだったらいいんだよということであつて。それを皆さんは特にコロナとか感染の影響がなくて、例えば委員長だけが影響があつたときに、委員長が参加するために全員オンラインにするのかとか、その辺の選択とか、そういうこと一つ一つでも、かなり議論が必要かなと思うのです。

そうなつたときに、今の時点でまだ何も決まっていない段階で、3月議会に果たして間に合うように早急に議論することが、果たして正しいというか、熟慮した上での議論につながるのかどうかというのがすごく気になる場所なので。こういう大事なことは、別に時間を長くかけて議論すればいいということではないですけれども、あまりにも時間が足りなくて不安に思っています。

以上です。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 もちろんどう進めるのかとか、どこまで進めるかという議論はあると思うのですけれども。今はこのオンライン会議の目的について聞かれたのですけれども、3名の方は、目的ではなくて懸念事項、話合いを次にしましょうとかの懸念事項の話になつ

てしまっているのです、今の質問に関しては、目的を統一して、どう進めるかは別の議論にしてもらえたらいいと思うのですけれども。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤委員 私、目的を言っていなかったのが失礼しました。先ほど、今出ている中では、育児とか介護とかを含めたオンラインも必要ではないかという意見が出ているのと、あと早急には、このコロナに限って、まずはやってみるという意見が今出ているのではないかと思います。

私は、委員の皆さん、議員の皆さんで議論して、最終的には育児とか介護とか、誰もが参加できる形に将来的になればいいと思っています。ただ、それが3月議会にどうしても間に合うようにというところが懸念しているということです。目的は以上です。

○伊藤委員長 皆さんの意見をお伺いしたんですけれども、その中で、このオンライン会議を総務省の最初のQ&Aでは、ここに例えば、この委員会室に委員の方が参集することが困難な場合ということが前提に書かれております。これがまず一つの基本の形だと思います。それに対して、取手だとか、ほかの市町村が作っているものは、それにプラスして、1人とか2人の場合も、ここで集まれている人の中に欠けている人を参加させてあげたらいいのではないかというのが二つ、次のパターンだと思います。

その次のパターンを協議するには、それなりの、全部どういうパターンがあるのか、そこからまた枝分かれが非常に多くなると思うのです、考え方として。ですから、今協議していくのが、最初に総務省が提示したここに参集することが無理だという状況と、もう一つ増やすとすれば、災害でここに参集することが不可能な場合ということであれば、非常に範囲が絞られた形でオンラインの会議のことも作れるのではないかというふうになるのではないかということです。

そこまでにしておいて、その後のこの枝分かれのある部分は、そこからその後の協議を進んでいったら、そっちにできていくという形にするのか。最初からそこまで全部やってしまうのかという協議をしていただきたいと、委員長としては考えています。

平田委員。

○平田委員 私は前回も申し上げましたけれども、必ずしも3月議会でこれを適用するというケースは出てこないかもしれませんが、やはりよいものをちゃんと作って残さないと、後でいろいろ不具合が出て困りますし。そういう意味では、私の目標としては任期中にはと思っています。

それで、ここでいろいろ意見が出て、どنگりの背比べです。お互い知らないことがいっぱいあるし、可能性として、どういうことが起こり得るのか。いいことも悪いことも。それから地方自治法にのっとってどうなのかとか、そういう根拠とかが。

なぜ取手の岩崎次長が、来るよとおっしゃったかという、そういう根拠が分からないで形だけ決めても、後で大変なことになるから、決める前にちゃんと話しをしてお

きたいと言ってくださったのです。

そういうことで、可能性とか、今こうなった場合はどうなるのだ、こうなったらどうなるのだと、私たちが答えが出ないことも、いろいろなケースを御存じの人に一応こう言っていていただいて、執行部がたたき台をこれまでまとめて作っていただいたことを基に、私たちが足りない知識をいろいろ勉強して、それで進むところまで進めて。先ほどは、これは先送りにしたらいいという意見が出ましたけれども、この任期中に進めましょうというのは、前回のこの議運の合意形成だったと思います。気が変わったから、じゃあ変わるよとって、時間ないから途中でやめて次にしましょうということではないと思うので。私たちができるかできないかは結果ですけれども、できるところまではやってみるという姿勢は、一応みんな合意したところだと思っているのですけれども、それも崩れるのでしょうか。

そういうことも含めて、岩崎次長のお話を先に聞いていただいたほうが、これはこういうことがあるから、こう決まったんだなということが分かったほうがいいと思うので、ぜひ議運として勉強会を開いていただいて、そして、ほかの普通の議員さんも執行部の方も、聞きたい方は自由に参加していただくというのを早期にやっていただけたらと思っています。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 議論の論点がかなりずれていたみたいなので、私として申し上げたいのは、あくまでもコロナという緊急事態というものであれば、3月議会中に設けたいということであって、それについての前提は崩れていないと思います。

さらに、それから議運で検討会という勉強会を開くということでありましたら、この任期というのが4月30日までであると思うのですが、今から勉強して、それで決めていくという、今から勉強という要件まで伝わると、議運の勉強会というところでは、現実的などころではもう難しいという判断にならざるを得ないと思います。

さらに、地方自治法は、我々知らないと言ったのですけれども、そのくらいは最低限、我々知っておりますので。個人が分からないのであればいいのですが、全体という発言だと、なかなか論点ずれてしまうと思いますので、そこら辺の部分は、全体という言葉は避けて、私は分からないという形の意見で言っていただければ幸いです。

以上です。

○伊藤委員長 全会で3月議会に向けてできるのであればという合意を得たと理解をしております。ですから、今日、議会運営委員会を開いて、各委員の思いも、こうなんだという資料と説明をいただきました。それに対して、事務局のほうにも、3月に向けて作るのであれば、どういったものがいろいろ問題等が出てくるかという資料を事務局が一生懸命、非常に時間を割いて作成していただいた資料の説明も受けました。

それを踏まえて浮き彫りになってきたのは、先ほど私は言わせていただいたのですけ

れども、総務省の「ここに参集できない場合」のことは、緊急事態の場合の適用のQ&Aが総務省が認めている。それに対して、各、取手とかほかのところは、それに枝分かれした拡大したものを作っている。白井市議会として、その拡大したものまで作ろうとすると時間的にはどうなのかという疑問があるので、その総務省が言っている「ここに参集ができない場合」に全員でオンラインでやるという状況の中に、また問題になるのは、これに執行部が加わるということですよね。その執行部がどういうふうに加わるかということは、今日の説明の中ではなかったもので、局長お願いいたします。

○永井議会事務局長 オンライン会議に向けて、委員だけではなくて、説明員として執行部の出席ということが考えられるのですけれども。公式ではないのですけれども、こういうことを考えているのだけれども、対応できそうかということを確認してみました。

そうしますと、例えば議案審議のように限られた人数の出席のときには、オンラインで出ることができるかなという話でしたけれども、例えば予算審議だとか決算だとかという大人数が出席する場合には、特に集まるのが駄目だという前提になると、場所をどういうふうに確保していくかということが、すぐには対応できないかなというお話でございました。あくまでも聞いてみて、こんな意見だったというところでもございますので、正式に投げかけてもらった内容ではないのですけれども、そのような感触でございました。

以上です。

○伊藤委員長 常任委員会、もしくは特別委員会、3月に予定されている予算委員会等になると、委員の数が10人以下で、これに対して執行部が20人ぐらいですかね。

○永井議会事務局長 場合によっては。

○伊藤委員長 場合によってはという状況の中で、果たしてそういったことを想定して、どういう状況のときに、それをやらなければいけないかということも考えていかないといけないと思います。

柴田委員。

○柴田委員 それについては、常任委員会開催がオンラインでできるようにしましょうというのがこの間の合意で、特別委員会のほうまで、予算も決算も特別委員会ですよ。そのところまでの想定は、今回については考えていないと思います。だから、常任委員会レベルだと思います。

○伊藤委員長 委員会条例を変更していくと、こちらも含まれてしまうというふうな理解なのですけれども。議会運営委員会と予算、常任委員会と。

○柴田委員 特別委員会は、委員会条例の中には入っていないと思うのですけれども。

○伊藤委員長 委員会条例には入っていない。

○柴田委員 逆にこちらが、それを想定していない。

○伊藤委員長 血脇副議長。

○血脇副議長 これは私の意見ではないのですけれども、こういうのが書かれているというのを頭に入れていただけるといいのかなと思うのですが。

これは、全国市議会議長会が出している『オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正に関する検討結果報告書』というものが出ております。その中を読み上げるのですが、「本会においては、令和3年5月26日に設置された」、皆さん議員必携の中に標準会議規則というのがあるのは、もちろん御存じだと思うのですが、「標準会議規則の改正に関する検討会で検討することとなり」検討されたわけです。この、「標準市議会委員会条例や標準市議会会議規則等の改正をするべきか否かの議論が行われた」。標準の改正、この議員必携に書かれている「標準の改正を求める理由としては、今後、地方議会がデジタル社会の進展に対応する必要が高まることを挙げる意見があった。一方で、オンラインの方法による委員会の開催は今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が契機であり、あくまで例外的なものであると考えられることに加え、地方自治法の改正によるものではないことから、標準とすることは時期尚早という複数の意見が出された。この意見について議論した結果、今回は標準の改正を行うことは見送り、仮に委員会条例等を改正する場合、どの規定を改正するのが適当か標準をベースに参考条例等を示すことで、検討会議構成市間の合意に達した。このような理由により、標準の改正は見送られることになりましたが、今後、地方自治法の改正により、地方議会におけるオンラインの方法による本会議や委員会の開催が制度化されたときは、改めて標準の改正について議論、検討が行われるものと考えている」というような内容のものが報告書の中に出ております。というところを頭の隅に入れて議論されるといいのかなと思って、読ませていただきました。

以上です。

○伊藤委員長 ありがとうございます。このオンライン会議を当たり前ということではなくて、これは非常に例外的に認められる措置だということを念頭に置いて議論をした上で、各他の市等においては、そこから緩和して、いろいろなものをできるような形にしていますので。そこをどう考えるかということ協議していかなければいけないのかなと思いますが、いかがでしょう。

平田委員。

○平田委員 資料の全国市議会市長会という資料の初めのページに、今、血脇さんがおっしゃったことが載っています。32ページに、そこについて標準会議規則等の改正等に対する検討会設置要綱というのがあります。

要するに、全国の自治体でもそれが標準になるようにということで、市長会では検討会議を設置するというので、要綱まで作って立ち上がったということでは、方向性としては、コロナだけではなく、直下型の大きな地震が起こったりということも含んでということで、コロナは契機であったけれども、コロナが終わったから、これ要らないと

ということではないという認識だと思うのです。コロナはどこまではやるか分かりませんが、首都直下型地震のときに、白井は地盤が硬いから絶対安全という保証も私たちはできないわけですし、構えを持っていくというところを今議論しているのだと思うんです。

そんなに拙速にということではなく、私は基本的な部分だけ決めて、補足的に増やしていくとか、変えていくというのは先でもできると思うので、一番シンプルなベースの部分、条例の一部を改正するという部分をまずやって、こうなったらどうなるか、あんなになったらどうなるかというのは、ある意味要綱とかそういう部分になってくるので。まず条例はきちんと決めて、一部改正しておいていいかなと思っています。

○伊藤委員長 今、平田委員のほうから、条例のほうだけというような御意見があったのですが、これはそういうわけにいかないと思うんです。そこを変えたときには、もうできるという前提がないと、変えてはいけないというふうに。

平田委員。

○平田委員 具体的な方法も、一番シンプルなところを決めておけばいいということですが。出産したらどうするとか、あんなになったらどうするというようなケースが考えられるのですけれども、一番シンプルな形で決めて、その後増やしていくということ。

それで、ある議員さんがこの間の議運の夕方、取手市議会に電話をされています。そんな早くてできるんですかというお問合せだったそうで、それにもちゃんと岩崎さんは対応をしてくださっていますけれども。私たちは、やれるところまでやってみることが前回決めたことじゃないかなと。無理ですよ、無理ですよというのだったら、やらなくていいのですよね。その辺の認識が違ってきているというのが気になります。合意形成崩すのが白井市議会、痛い思いをまたしたくないと思っています。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

徳本委員。

○徳本委員 基本的には平田委員に賛成で、事務局がせっかく現行条例と比較の案、改正案を出してくれているので、これを検討して決めるというのは、できるのではないかなと思っています。出してくれたのを検討してはどうでしょうか。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 私も基本的に平田委員の意見に賛成です。最終的にどこに持っていくのかということと、3月までにどこまでできるかということは、そもそも別物で分けていけないと思うのです。

まず、委員長自ら、先の前期の報告で、まずは枠組みを作ることをおっしゃっていました。ですから、まず3月に間に合うかどうか分からないけれども、最初に枠組みを作って、それを当面は総務省のほうにのっとった範囲に限定しながら、その後、後づけでこれから議論を続けていくということだけを確認すればよろしいのではないかな

と思いますけれども。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 前回の議運で、3月にできるだけ間に合うように議論を進めていこうという話ですので、全員協議会の中でもその報告はされました。

その中で、伊藤委員長のほうも、やってみるけれども、もし間に合わなければ、それはそこにはこだわらないという発言もあったと思うので、これは別に話を止めるとか、この議論を止めるとかということでは全然なく、一つ一つ皆さんで協議をしながら、事務局の資料を基に詰めていけばいいと思うのです。

それで、それが絶対に3月までに間に合わないといけないということは別にしても、議論は積み重ねていけばいいのではないですか。それで結果的に、やはり3月までに間に合わないということであれば、それはそれで、その後続けていけばいいのではないのでしょうか。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

和田委員。

○和田委員 私自身としてはもちろん進めるということで、重複する意見というのは一応確認として、あくまでも私としては、例外規定として認められる部分の最小限の部分が、今回3月までに可決するべきじゃないかということで。

それで委員会の芽室町でも、出席が困難な場合ということで、困難な解釈はどうするかというのは、まず狭い範囲内の部分で決めないと議論が長くなるので、現実的な3月の議論というのが例外中の規定という部分に想定した上でやるべきだということを、限られた中の時間というところの議論でやっていく場合には必要じゃないかという方向性と、私としての考えというところを改めて述べさせていただきます。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

それでは、今、皆さんから意見をお伺いした中で、やはり皆さんが心配しているのは、議会の中で、今期の課題を次期に申し送りほしないという考え方がずっと続いておりますので、この議論がここで切れてしまうのではないかという危惧があるのではないかと思います。

その中で、今回、今、皆さんのお話を聞いた中で、決められるということは例外規定だということであれば別に問題ないということなので、例えば重大感染症がまん延し、ここに参集ができない場合と、災害後、この場所に参集ができない場合という、ここに来られない場合はできる規定であれば、条例改正もさほど難しくないと考えますが、皆

さんの御意見はいかがでしょうか。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 委員長がおっしゃられた、ここに参集できないというのは、例えばクラスターみたいな形で、議会の中で多くの議員が感染をしてしまったというのが一つ事例としてあると思うのですけれども。例えばそこまでいかなくても、1人、2人、委員のメンバーが例えばコロナ感染してしまったというのは、その話とはちょっと違う気がするのですけれども。その場合の取扱いは。

○伊藤委員長 それは含みません。ここに参集ができないという状況、例えば感染症がまん延してしまって、議員本人は大丈夫だけれども、参集することが否とされた場合という理解です。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 そうしましたら、実際にうちの議会でも去年の末にあったように、例えば委員会の招集の日に、委員長も副委員長も来られないという場合は含まれないということですか。

○伊藤委員長 含まれないです。

○齊藤委員 含まれない。分かりました。

○伊藤委員長 今の話は、ここに集まることが社会通念上駄目だというような、例えば国、県の規制とか、いろいろなものによってここに参集することができない、もしくは物理的にここに集まることができないという状況を想定した場合を考えて作るのであれば、そこまで作っておいて、その後は、また次の課題として広げていくことは可能ではないかというふうな形で話させていただいております。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 今の確認ですけれども、そういう想定があるということを考えれば、一部がここに来てではなくて、全員がZ o o mの会議という、そういう想定ということですね。

○伊藤委員長 今話させていただいたのは、ここに来ることが否という場合です。

○齊藤委員 否という場合ということは、ここに集まれないわけですから、皆さん自宅でZ o o mでオンラインで会議をやるということですよ。

○伊藤委員長 そうです。

平田委員。

○平田委員 今おっしゃっているようなことも含めて、事務局がせっかくたたき台を作ってくださいっていて、ここを改正すればという案が出ていますので、これを基にみんなが協議して行って、個々にあれだったらどうですか、これだったらどうですかじゃなく、条例改正のこのたたき台の順番で協議していったら、いろいろなことが網羅されてくるのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

○伊藤委員長 まず、最初になる前提、目的がはっきり絞られないと、議論を進めていくときに必ずいろいろなところでつまずいてしまうと思うのです。いろいろ協議が広がっていつてしまいますので。目的を、きっちりオンライン会議ができる条件が、緊急事態のときだけだというふうに設定をまずはしておく。その後は、緊急事態から次の協議は、そこまでできた後に協議を進めていく形がいいのではないかというふうには思うのですけれども。

平田委員。

○平田委員 それは事務局がまとめてくださっている資料の4ページの事務局案の基本概念というところに書いてあります。「コロナまん延防止措置の観点から委員会室への参集が困難な場合とする。出産・育児うんぬん」と書いてあって、この文章を基に協議して、みんなの合意形成を作っていたら、先ほどから委員長は、何回も同じことをコロナを想定としておっしゃっていることも、出産・育児というのを別するというはこの事務局案の中に書いてあるので。これをみんながそうしましょうというか、それは最初から入れましょうというかという御意見を具体的に言っていただければ決まっていくのではないのでしょうか。

○伊藤委員長 まず、この場所で委員会が開催できないという条件にするのか、それとも、ここに來れる人はここに來て、來られない人はオンラインですよというのは、全く別だと思うのです。考えが、スタートが違ってしまいますので、このスタートをきっちり決めて議論を進めないといけないというように。

平田委員。

○平田委員 それも、その次のページ、委員会条例改正案の15条の2の2項、「前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員」要するに全員がじゃなくてということもここに入っているわけですから、「あらかじめ委員長に届け出なければならぬ」と。こういうことを議論していけば、おのずと決まっていくかなと思います。

○伊藤委員長 これは事務局案ですので、これは一つの案ですから。

○平田委員 だから抽象的なものをああだこうだではなくて、一つのものをあくまで議論していったらいいのではないかと。

○伊藤委員長 ですから、ここで委員会が開催できない場合はオンラインでいいですよというふうにするのか、ここに何人か來られて、あと、ほかの人はオンラインでいいですよというのは、話が全然違った話になりますので。

徳本委員。

○徳本委員 委員長が繰り返しおっしゃっているのは、全面オンラインでみんなが來ないときのみにしたほうがシンプルだというお話だと思うのですけれども。私の考えでは、事務局案のとおり、全部をオンラインにするか、一部オンラインの場合は、進行役が音

声途切れたりしたら困るので、進行役は現場にいることという、その案でいいと思っています。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

岡田委員。

○岡田委員 もう時間がとっくに過ぎているのですけれども、今日は取りあえず全員来られない場合のところで、もう皆さんほとんど合意しているので、それでいいのではないのでしょうか。

要は、災害はいつ何時起こるかもしれないので、全員がここに集まれないときは、オンラインでオーケーみたいなことで、今日はそれで一步前進でよろしいかと思えますけれども。

○伊藤委員長 それでは、時間がもう限界を超えておりますので、次回を30日、30日は本会議、臨時議会が予定されておりますので、その午後に議会運営委員会を開催したいと思うけれども、事務局は大丈夫でしょうか。ここまでしか議論が進んでいないので。委員の皆様。

平田委員。

○平田委員 先ほどから申しておりますように、岩崎次長に来ていただいて。

○伊藤委員長 それはその他で。この議題1が終わって、その他の中でお願いいたします。

委員会を30日の午後開催を予定しておりますが、それでよろしいですかね。ここまで議論は終了しましたので。

それでは、そういうことで、30日1時半から議会運営委員会を開催するという。議長のほうは大丈夫でしょうか。

○岩田議長 はい、大丈夫です。

○伊藤委員長 1時半を予定して。

それでは、そのときには今日、今、最終的に、この場所で開催できない場合のオンラインと、ここに人数が集まって、あと、ほかの来られない人がオンラインで参加するとなると、その参加条件とかいろいろ問題が出てくると思うのです。その辺もよく考えていただいて、30日の最初には、そのどちらにするかということを決めてから議論に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題1をこれで終了させていただきます。

それでは、議題2、その他についてを議題とします。

平田委員。

○平田委員 先ほどから申しておりました取手の岩崎次長、実は、30日の午後は空いていると言っていると思いますので、この議運でぜひお招きいただいて、ここでいろいろなことを決める前に知っておくべきこと、それから質問をして、こういう場合はどう

しているのですかというような疑問を解決して、いろいろな話を進めていったほうがいいかなと思いますので、ぜひお呼びしていただくように進めていただければと思います。

○伊藤委員長 今、平田委員のほうから提案がありましたが、それについて皆さんの御意見はいかがでしょうか。

和田委員。

○和田委員 議運の方に聞いてほしいというのか、それとも議運として聞いてほしい、どちらでしょう。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 もちろん両方です。しかし、会派で勉強会をするという形ではなく、議運として今これを審議していかなければいけない、協議していかなければいけないという中で、議運として呼んでいただけたほうがいいかなと思っています。

それで、これに加えて、普通の議員さんとか聞きたい方は、傍聴にいらしてくださいというお誘いも同時にしてということで考えています。議運の方には聞いていただいております。

○伊藤委員長 委員の皆さんの御意見は。

影山委員。

○影山委員 取りあえず、議運の協議会の中でやるという体裁にすれば、別に問題ないのではないですか。

○伊藤委員長 では、今、議長等々が時間の制限ございますので、その部分については、議会運営委員会を閉じた後、協議会として委員の皆様でちょっと議論したいと思いますので。それでよろしいですか。

○影山委員 その呼ぶこと自体は、協議会ということで呼べるんじゃないかと。

○伊藤委員長 それを決めるのを協議会の中で。時間がないものですから。

今井係長が交代ということで、このまま委員会を続けて。時間が遅くなって申し訳ございませんでした。では、御退席を。

議長。

○岩田議長 もし、取手の岩崎事務局次長をお招きするのであれば、委員会の中で決定してお願いします。協議会ではなくて、委員会の中で決定してからでお願いします。

○伊藤委員長 それでは、先ほどの平田委員の提案について、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

委員長のほうから平田委員にお伺いしますが、そのお話というのは、どのぐらいの時間を考えていらっしゃるのでしょうか。

○平田委員 全くそれは打合せしていないので、30分でやってくださいと言えば30分でやってくれるし、1時間でやってくださいと言えば1時間でやってくれるというところで。その辺は、皆さんの御要望に、ニーズに合わせた時間で設定していただきたいとは

思っています。

○伊藤委員長 皆さんの意見、ほかにいかがですか。

和田委員。

○和田委員 30日というと臨時会の用意もあって、1週間を切っている中でございますが。それを全員話を聞いた後で議運もやるということで、大体、時間的には、5時まるっきりまでやってしまうという方向性のイメージということの理解でよろしいでしょうか。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 どちらの話を先にするか、協議を先にして後で聞くのか、先に聞いて協議をするのかというのは、ここで決めればいいことで、私がこうしてくださいということではないと思います。今日は2時間でやります。延長はしませんと言われれば、その中でやればいいことだと思っていますので。その辺は全然、こうしなければいけないというのは皆さんで考えていただきたいことです。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

秋谷委員。

○秋谷委員 せっかく取手市から来てくれて、私は拒否するものでもないし、勉強のためにも私としては聞きたいのですけれども。

ただ、先ほど議長が言ったとおり、議運ということで正式にお誘いというか、やっってくださいということでやるのでしょから、できれば議運のメンバーと傍聴にどれだけの議員が来てくれるかもよく分からないですけれども、その辺のところはうまく詰めないと、皆さん時間の都合もあるでしょうから。

ただ、30分といたら、失礼な話になってしまう。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 それはそれで。これは私が勝手に思っているだけで、向こうから言われたわけではないのですけれども。ものすごく忙しいのですよね。月の半分ぐらい視察が入っていて、1日に2回、午前中と午後、別の視察が来るというぐらいお忙しいので。それでばらばらの委員が、ばらばらに質問したりというのが結構あって。それは、その都度、議会愛だから親切に答えてくれるのですけれども。全員そろったところで、1回で話が済むようだったら、お手間を取らせなくて、御迷惑をかけなくていいかなというのがあって。それがあから、自分が来るとおっしゃるのだと思います。

以上です。

○伊藤委員長 平田委員にお伺いいたしますが、その講演ですかね、内容はこういったものを想定されているのでしょうか。

平田委員。

○平田委員 議員研修で提案したときは、A Iで議事録を作るとかいうことも入れてい

ましたけれども、今回はオンラインの条例改正、これに限ってお話ししていただきたいということで呼びたいと思います。

○伊藤委員長 ということですので、委員の皆様、オンライン会議、要は委員会ですよ。委員会のオンライン会議のことについての講演ということで、どうされますかねということ。

和田委員。

○和田委員 非常に魅力的な講演なのですが、30日というと私が物理的に無理なので、申し訳ございませんが、私のほうは欠席になります。

○伊藤委員長 それは、やむを得ない話だと思います。

徳本委員。

○和田委員 申し訳ないです。もっと時間が早かったらよかったですけれども。1週間を切った状態だと申し訳ないです。

○徳本委員 何度も提案していただいているし、このオンラインということに関しては、全国でも本当にトップの試みをやっていると思うので、来てくれるということであれば、1回来てもらって、全員で全部疑問をぶつけて、先ほどのような全体ならどうする、一部ならどうするということも、なるべく質疑を長くするような設定でどんどん聞いて、その上で進めたほうが、後の話合いが共通認識を持った上で、共通に思っているところがはっきりしてきそうな気がするのです。呼びできるのであれば、呼んだらどうかと思います。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 参考までに和田委員にお伺いしたいのですけれども。無理というのは、その日は遠くから離れていて、その時間さえ空いていないということなのでしょうか。

○和田委員 そうです。午前中の臨時議会があるということで、午前中だけ今のところ日程を空けていた状況でしたので。リスクに関しては、今すぐには答えられないのですけれども、やっぱり午後。

○影山委員 もしその時間帯に空く時間があったら、実験的に。そこは割と時間がドンピシャだけたまたま空いているのだったら、それでもいいかなと。

○和田委員 恐らく移動中なので回線が切れるかもしれませんが、それでよければ。デジタルデータ等、後で頂ければ、私はもちろん情報に関してはキャッチアップいたしますので。

ただ、すみません。物理的にいないという可能性が高いということがありまして。

以上です。

○伊藤委員長 分かりました。

30日に、もしその講演をいただくとなると、その終わった後に議会運営委員会を開催するというのは、無理があるかなという。講師に、終わりましたのでお帰りくださいいっ

て、それで大丈夫なのでしょうか。その辺がちょっと。

平田委員。

○平田委員 その辺はお話ししてみないと、向こうがどう思われるかということは、私がここではお答えできないのですけれども。

講演というのは、一方的にしゃべってもらうということですが、私は講演としては考えていなくて、お話もいただくのですけれども、勉強会として自由に質問をして、それに答えていただくということのために呼びたいというところがあるので。一方的に話を聞いて、30分なら30分、1時間なら1時間聞いて終わりではなく、みんなの疑問を直接ぶつけて答えをいただきたいというのが本当の目的です。

○伊藤委員長 30日に開催について、御意見をお願いいたします。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 お話を聞いて、質問もさせていただく機会があれば、ありがたいなと思います。

○伊藤委員長 意見は。

岡田委員。

○岡田委員 私も、わざわざお越しいただいて、我々が今話しているテーマについていろいろなアドバイスや意見を言っただけ、なおかつ質問ができるのであれば、ありがたいと思っています。

○伊藤委員長 柴田委員どうですか。

○柴田委員 個人的に岩崎さんとは結構やり取りしていて、お忙しいのも知っているのです。そういうふうに日程調整して来てくださるとおっしゃっているのだったら、お願いしたらどうかと思います。

○伊藤委員長 大体の皆さんが聞いてみたいということなので、これをどういう時間設定でどういうふうな形にするかということなのですが。事務局のほうは、大体大丈夫ですか。

○今井係長 はい。臨時会が終わり次第のところありますけれども。

○伊藤委員長 臨時会が午前中で終わらないなんてことは想定されるのでしょうか。

臨時会が何時に終わるかという、議題が補正予算と何かあるのですたっけ。よく聞いていないのですけれども、そんなにはないと思いますので、10時から開会すれば、午前中には終わるのではないかという想定のもと、1時半から議会運営委員会の協議会としてお話を聞くという形にしたほうが。委員会として聞くということはどうなのでしょう。

勉強会だから協議会でしょう。それでは、30日に1時半から議会運営委員会の勉強会として、取手の岩崎次長をお呼びするということがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 ありがとうございます。それで、1時半から来ていただけるのか、2時からでないとか来られないのかというところを確認して、また委員長に報告したいと思いますので。御連絡させていただきます。

○伊藤委員長 その辺については、またメールなり何なりで連絡させていただきます。議会運営委員会として勉強会を開催する。傍聴は、皆さん議員の方にメールで流しますので。あとは何かありますか。

○今井係長 あらかじめ聞きたい項目をお伝えするとか。

○伊藤委員長 それでは、このオンライン会議で来ていただけるということなので、疑問点がある、ここはぜひ聞きたいというところがございますら、その質問事項を事務局の今井宛てに、明日までがいいか。忙しいよね。30日は来週の月曜日でしょう。火曜日か。

明日、正午まで。もう疑問というのは、みんな、したい人は分かっていると思いますので、明日の正午までに事務局の今井まで。具体的な内容を。抽象的なものではなく、こことか分かりやすい質問事項にして、事務局の今井まで、明日の正午までに提出をお願いします。

その後に議会運営委員会を開くかどうか、先ほどは開きたいというような旨の話をしたのですけれども、その点についてはどうされますか。話を聞いた後、すぐするか、しないかということですので。

〔「したほうがいい」という者あり〕

○伊藤委員長 したほうがよろしいですか。でも、その話の内容を何分ぐらいまでに終わりにするとか。

○平田委員 逆に決めていただいたら御報告します。

○伊藤委員長 では、もし1時半始まりでよければ3時までにして、3時10分から議会運営委員会をやるとか、そういう形の時間設定をしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 大丈夫ですか。和田委員は、時間がつかなければ。

○和田委員 リスケージュeringを今日やりますので。

○伊藤委員長 ということでよろしいですか。

それでは、もう一度確認します。30日は間違いないですね。

○今井係長 はい、30日。

○伊藤委員長 30日、臨時議会終了後、1時半から議会運営委員会の勉強会を開催し、勉強会は3時までとし、予定ですね。10分休憩後、議会運営委員会を開催するというか、もうちょっと時間を空けたほうがいいか、いろいろ時間調整をさせていただいて、後ほど平田委員のほうから連絡が来ましたら、時間調整をして、皆様に告知したいと思いますので、それでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、そのようにお願いいたします。

平田委員。

○平田委員 終わりましたら、直後、昼休みに向こうもなられていると思うので、すぐ電話して、12時半ぐらいまでには何時に来られるかという確認が御報告できるようにいたします。

○伊藤委員長 そのほか。

柴田委員。

○柴田委員 せっかく来てくださるのだったら、前に提案していたように、議場の機器とか見てもらうというのもセットで。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 それは併せて事務局に申し上げたのですけれども、見せられないみたいなことを言われたのですけれども。その辺はどうなのか、事務局、今、事務局長も出て行ってしまわれたので。勉強会として私たちが取材するときには駄目だったのか、議運になったらオーケーなのか、そこを確認してみたいと思うのですけれども。

この範囲だったら、どういうふうにできるというのを公共施設マネジメント課に図面で見せてもらうよりは、現地を立体的に見ていただくというのが一番いいかなと思いますので。事務局と御相談してということになると思います。

○伊藤委員長 例えば機器を見るとかという、その時間は、どこに設定する予定を考えています。

平田委員。

○平田委員 それを今からお電話して、何分ぐらいのものですかねというのも聞いてみないと分からないですけれども。例えば休憩時間に見ていただくのか、始まる前に早めに来ていただいて見ていただくのか。その1時半から3時の間には、入れない形をお願いできたらと思っています。

○伊藤委員長 それでは、その機械を見てもしょうがないと思うんですね。だから、この機械はこういうことを今やっていますという状況報告を事務局からしていただくというだけの形になると思いますが、それでよろしいですかね。

○平田委員 先ほどから疑問が出ていますけれども、これだけの人数のときはどうするのかとか、議場の席のつくりとか、ここの会議室のつくりとか、それと機器とということ。それで、これを足せばできるよというものがあったり、ここでは、ここまでしかできないねというものがあったりということを見極めていただくのということなのです。

○伊藤委員長 機器を見て、その機器がどういった機能を今使っているというのだという説明を受ければよいということで理解してよろしいでしょうか。

○平田委員 そうですね。

○伊藤委員長 それでは、その説明等については、議会運営委員長のほうから事務局のほうに、岩崎次長に説明していただけるようお願いしておきます。

○平田委員 お願いします。

○伊藤委員長 ほかに何かございますか。大丈夫ですか。

それでは、事務局のほうから。

○今井係長 確認ですけれども、当日は午前中に議運をやって、休憩して臨時会とかおこなうのか。休憩という位置づけですか。

○伊藤委員長 30日の9時から議会運営委員会が予定されておりますので、その議会運営委員会を休憩をとって、全協、臨時議会、勉強会を終了後、議運を再開する形になりますが。そういうことでよろしく願いいたします。

あと、事務局からの報告とか。

○今井係長 特にないです。

○伊藤委員長 事務局から、ほかには何もございませんということなので、よって、以上で本日の議題を全部終了といたします。

よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。今後、まだいろいろありますから、よろしく願いいたします。

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月6日

議会運営委員長 伊藤 仁